

## 平成27年度第1回江別市公平委員会会議録

日 時 平成27年9月25日(金)  
午後5時00分～  
場 所 市民会館36号

### 1 議事日程

#### (1) 議事

- ・管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について
- ・江別市公平委員会の所管に係る江別市市民参加条例施行規則の制定について

#### (2) その他

### 2 出席者

(1) 委員	委員長	佐藤	允
	委員	杉野	邦彦
	委員	本間	雅彦
(2) 事務職員	幹事	宮沼	直之
	事務職員	川村	正利
	事務職員	半澤	孝典
	事務職員	川上	静

(議事録)

**佐藤委員長(以下「委員長」)** 定刻になりましたので、ただいまより平成27年度第1回江別市公平委員会を開会いたします。

それでは、1の議事に入りまして、(1)管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。本件に対する説明を求めます。

**川村事務職員** それでは、管理職員等の範囲を定める規則の一部改正に関連し、平成27年4月1日付け及び平成27年7月1日付けの組織改編につきまして、その概略をご説明申し上げます。

事前に配付しております、資料1-2と記載している資料をご覧ください。

1ページから5ページまでは、組織改編の概要を記載しておりますので、資料に沿って各部等の主な変更概要をご説明申し上げます。

まず、1ページの総務部危機対策室ですが、昨年の断水対応の検証を踏まえ、災害時の指揮命令系統を明確化し、機動的に対応できる体制とするため、総務部長の直下に危機対策室を配置するとともに、福祉避難所の指定など、より実践的な防災対策を進めるものであります。

なお、改編に伴い総務部調整監は、廃止しております。

2 ページをご覧ください。

企画政策部企画課社会保障・税番号制度担当主査であります。10月から個人番号通知を開始する社会保障と税の共通番号制度（マイナンバー制度）の円滑な導入に向けた準備を進めていくため、担当主査を配置したものであります。

次に、企画政策部企画課統計担当主査であります。本年調査年となっております国勢調査を着実に実施できるよう、統計担当部門に主査を増員し、体制を強化するものであります。

次に、企画政策部企画課地方創生担当参事であります。地方版総合戦略や地方版人口ビジョン等の策定体制の強化のため、担当参事及び主査を配置し、えべつ未来づくりビジョンと整合を図りながら、地方創生関連事業を着実に推進していかうとするものであります。

3 ページをご覧ください。

健康福祉部子育て支援室であります。平成27年4月からスタートした、子ども・子育て支援新制度に対応するため、組織を改編したものであります。

まず、子ども家庭課と子育て支援政策担当を統合し、新たに子育て支援課として、4月からスタートしたえべつ・安心子育てプランを着実に推進していかうとするものであります。

また、保育課と子育て支援センター事業担当を統合し、新たに子ども育成課として、子育て支援事業間の連携強化とともに、利用者支援コーディネーターに専門職を配置するなどにより、保育園や子育てひろば等の運営体制を強化し、子育てサービスの充実を図っていかうとするものであります。

次に、教育部総務課教育政策担当参事についてであります。4月からスタートした新教育委員会制度に基づく総合教育会議の運営や教育に関する大綱整備など、施策の着実な推進を図るため、担当参事を配置したものであります。

4 ページをご覧ください。

4 ページから5 ページまでは、ただいまご説明申し上げました以外の各部等の組織改編について記載したものであります。

総務部では、地方公務員法改正に伴う人事評価制度の全面導入を、人材育成基本方針の見直しと合わせて進めるため、職員課に人事制度・人材育成担当主幹を配置しております。

5 ページの教育部では、特別な支援を要する児童生徒の相談増加に対応するため、特別支援教育担当と学校教育支援担当を教育支援課に統合したほか、市民の健康と体力の維持向上を図る事業などを積極的に推進し、また、東京オリンピック・パラリンピックの開催を視野に入れ、シティプロモートの一環として、スポーツ合宿の誘致を進めるため、スポーツ課を新設しております。

最後の水道部では、水道料金等収納業務の民間委託に伴い、営業センターを廃止するなどしております。

次に6 ページから24 ページは、昨年4月1日現在と本年7月1日現在における組織機構改編図となっており、太枠、ゴシック体で表記したところが、今

回変更となった組織であります。

最後の25ページに、4月1日付け、7月1日付けで、それぞれ、新設、廃止した管理職の一覧を添付しております。

続きまして、資料1-1の1ページは、管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定文でございます。

新設、廃止した管理職の改正内容を、公布文の形式にしたものが、資料1-1の1ページの内容になっており、附則において、施行期日を公布の日からとし、本改正の規定は、平成27年4月1日から適用するものであります。

また、経過措置の規定につきましては、教育長に関するもので、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が行われ、平成27年4月から施行し、新たな教育委員会制度へ移行することになっております。

教育長は、これまで教育委員としては、特別職でありながら、教育委員会から任命された事務局の長として、一般職の身分を有しておりましたが、今後は、教育委員の一人ではなく、常勤の特別職として位置付けられたことに伴い、現教育長の在任期間中は、今回の改正後の規定を適用せず、改正前の規定を適用するための経過措置の規定であります。

なお、2ページから5ページまでは、本規則の新旧対照表を添付しており、下線を引いている部分が改正を行う部分であります。

この規則の改正につきましては、本日ご承認をいただきました後、委員長の署名をもちまして、公布する予定でございます。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定についての説明は以上です。

**委員長** ありがとうございます。ただいま説明を受けましたが、これについて、質疑はありませんか。(なし)

ないようですので、当委員会といたしましては、原案のとおり改正してよろしいでしょうか。(了)

そのように確認いたしました。以上で本件を終了いたします。

次に、江別市公平委員会の所管に係る江別市市民参加条例施行規則の制定についてを議題といたします。本件に対する説明を求めます。

**川村事務職員** それでは、江別市公平委員会の所管に係る江別市市民参加条例施行規則の制定について、ご説明申し上げます。

資料2の5ページをご覧ください。

江別市公平委員会の所管に係る江別市市民参加条例施行規則の制定についてであります。平成22年に江別市自治基本条例が制定され、当該条例の規定に基づき、まちづくりへの市民参加を推進するために必要な手続について、江別市市民参加条例として条例化しており、本年10月1日江別市市民参加条例が施行されるところです。

5 ページの中段に記載しているように条例化の狙いは、1 つ目としては市民参加手続の対象の明確化であり、市民参加手続の対象事項とする基準を全庁的に統一、市民参加手続の対象事項を明確化することです。

2 つ目は、市民参加手続の方法を整理することであり、市民参加の対象事項の特性により効果的な市民参加手続を実施することです。

この条例の概要につきましては、下段に記載しているとおりでございますが、市民参加の対象、市民参加の方法、附属機関等の委員の選任などが主な内容となっております。

本委員会につきましては、職員の勤務に関する措置要求、職員の処分に対する不服申立てに関する事項を所掌しているため、本委員会に係る事項で市民参加の対象となるものは、限定されますが、その内容といたしましては、次の6 ページをご覧ください。

市民参加手続事務フローとございますが、このページ中段に、先ほど申し上げた市民参加の手続について、附属機関等、パブリックコメント、市民ワークショップ・市民説明会、そして、市民アンケート調査の4 つを記載しております。

このうち、一番左の附属機関等の図の中にある会議日程は1 週間前までに、市ホームページ等で公表、この会議開催が当委員会にも関係する事項になります。

当委員会の会議につきましては、平成21 年2 月より原則公開により開催しておりますが、委員会開催に当たり円滑な運営を期すため、委員会を傍聴する者の遵守すべき事項等について規定する規則を、平成22 年2 月に制定しております。

この傍聴に関する規則は、当委員会の会議中における、傍聴に関するルールを定めているところですが、今回、市長部局において定める市民参加条例及びこの条例に基づく規則の中で、会議の開催の事前公表、会議の公開、会議録の公表など、会議開催の前後における一般的な取扱い、会議の傍聴に関する一般的な取扱いを定めており、当委員会の傍聴に関する規則を補完する内容となっておりますことから、今回、その一般的な取扱いに関する規則を、当委員会においても定めようとするものであります。

戻りまして1 ページをご覧ください。

規則の内容につきましては、この制定文のとおり、市長が定める規則について、市長を公平委員会と読み替えることにより、市長が定める規則の例によるものとするものであります。

なお、2 ページから4 ページまでは市長が定める規則の全文を添付しておりますので、ご参照ください。

この規則の制定につきましては、本日ご承認いただきました後、委員長長の署名をもちまして、公布する予定でございます。

説明は以上です。

**委員長** ありがとうございます。ただいま、説明を受けましたが、これについて質疑はありませんか。

資料2の2ページにある江別市長が定めた江別市市民参加条例施行規則について、公平委員会でも同じ内容の施行規則を定めるに当たり、2ページ以下の文言のうち、市長とある部分を公平委員会と読み替えて、公平委員会の施行規則として運用する。このような理解でよろしいでしょうか。

**川村事務職員** まずは2ページをご覧くださいと思います。委員長がおっしゃったように施行規則の中の市長という部分を公平委員会と置き換えることで公平委員会の規則を制定するという形式になっています。その中で公平委員会に関係する部分を挙げますと、まず第2条の公表に関する規定、3ページの第6条の会議の傍聴に関する規定、続いて第7条の会議の開催の事前公表に関する規定、そして第8条の会議録の作成及び公表に関する規定、これらの規定が当委員会に関係する部分となります。

その他の補足説明をさせていただきますと、2ページにある第4条の附属機関等の委員の公募の規定でございますが、当委員会では、地方公務員法において委員の選任について規定されておりますので、この第4条の規定については、基本的には当委員会では想定されない規定になっております。

**委員長** ありがとうございます。他に質疑がございましたら、ご発言願います。

**杉野委員** 公平委員会は、希望があったら傍聴できるということですか。

**川村事務職員** 原則、公開で会議を行うことになっております。不服申立てに関する個人情報などの非公開にする内容がある場合においては、非公開という取扱いにしますが、現在定例的に開催している部分は、公平委員会の運営に関する議事が主な内容になりますので、基本的には公開となります。ホームページで会議の開催について公表する際には、17時から開催するので傍聴を希望する方は、10分前までに来て受付をしてください、という内容で事前に公表しております。

以上です。

**委員長** 杉野委員の今のご発言に関連するのですが、例えば今日のような会議ですと、公開するということになるかと考えてよろしいですか。

**川村事務職員** そのとおりです。

**杉野委員** 個人情報を含むような場合は非公開ですよ。この場合、例えば事前にホームページで、今回は傍聴できませんというような案内をするのですか。

**川村事務職員** 先ほど申し上げた3ページの第6条から第8条までのところで、非公開とするものについては、公表しなくてもよいこととなりますので、

非公開で行う委員会については、事前の公表は行わず、開催するということになります。

**杉野委員** ホームページに公表しないということですね。

**川村事務職員** そのように取扱うこととなります。

**委員長** 他にございませんか。それでは、事務局の説明のとおり、江別市公平委員会の所管に係る江別市市民参加条例施行規則の制定について原案どおり制定してよろしいでしょうか。(了)  
次に、2のその他について、何かございませんか。

**川村事務職員** 事務局からはありません。

**委員長** それでは、以上で本日の公平委員会を閉会いたします。

終了：午後5時28分